

各 位

2024年6月25日  
SBI VC トレード株式会社

法人向け「期末時価評価課税の適用除外サービス」ご利用のお客さま限定  
ステーキング手数料割引(25%→10%)のご案内

SBI VC トレード株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：近藤 智彦、以下「当社」）は、2024年7月1日（月）より、法人向け「期末時価評価課税の適用除外サービス」ご利用のお客さまに限定で、ステーキング手数料の割引（現状 25%→本制度ご利用後 10%）を実施することをご案内いたします。



当社では、2024年6月4日（火）より、法人向け「期末時価評価課税の適用除外サービス」を開始しております。本制度をご活用いただくことで、暗号資産の含み益に対する法人課税が適用除外となるため、暗号資産を長期で安心して保有していただくことができますようになります。対象銘柄は当社取扱いの全 23 銘柄となります。

当社が取扱い数国内 No.1※を誇るステーキング対象銘柄につきましては、本制度をご利用の場合でもステーキング報酬をお受け取りいただけます。2024年7月1日（月）から、本制度をご利用のお客さま限定で、ステーキング手数料を割引（現状 25%→本制度ご利用後 10%）いたします。

※2024年6月25日現在、国内暗号資産交換業者のステーキングサービスを対象とした当社調べ

この機会に、法人のお客さまにおかれましては本制度ご利用による暗号資産の長期保有をご検討いただけますと幸いです。

■ステーキング手数料割引適用条件

・対象暗号資産を、「期末時価評価課税の適用除外サービス」の対象となる移転制限が施された法人口座で保有していること。

※期末時価評価課税の適用除外サービスのお申込み方法、条件等の詳細については下記ページをご確認下さい。

<https://www.sbivc.co.jp/newsview/jejufrfm1a>

#### ■特典内容

・移転制限がかけられている期間中のステーキング手数料（通常 25%）が 10%。

※通常のステーキング手数料との差額分（15%）を、お客さまの当社移転制限口座内に付与いたします

#### ■特典ご提供時期

翌月 15 日（通常 7 営業日以内）までに、従来のステーキング報酬とステーキング手数料割引分をお客さまの当社移転制限口座内に付与いたします。

#### ■ご注意事項

- ・本プログラム開始前までのお取引は対象外となります。
- ・本プログラム特典の受取には、「期末時価評価課税の適用除外サービス」の利用が条件となります。
- ・当社の「サービス総約款」に違反する事実が認められると当社が判断した場合には、本プログラム特典の受取は出来ませんのでご注意ください。
- ・当社では法令に基づき、なりすましや名義貸しなどの行為を禁止しております。当該事項に該当すると当社が判断した場合には、本特典の対象外となります。
- ・その他、不正な方法による申込みであると認められる場合は、本プログラム特典の受取は出来ませんのでご注意ください。
- ・本特典の内容及び期間につきまして、当社の都合により予告なく変更または終了することがございます。
- ・特典付与時に口座を解約済み、または解約手続き中の方は、本プログラムの対象外となります。

#### ■ステーキングサービス

<https://www.sbivc.co.jp/services/staking>

当社では SBI グループが掲げる「顧客中心主義」の理念のもと、お客さま視点に立ったサービスを実現してまいります。今後ともご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。

以上

#### （SBI VC トレード株式会社）

＜暗号資産を利用する際の注意点＞

暗号資産は、日本円、ドルなどの「法定通貨」とは異なり、国等によりその価値が保証されているものではありません。

暗号資産は、価格変動により損失が生じる可能性があります。

暗号資産は、移転記録の仕組みの破綻によりその価値が失われる可能性があります。

当社が倒産した場合には、預託された金銭及び暗号資産を返還することができない可能性があります。

当社の取り扱う暗号資産のお取引にあたっては、その他にも注意を要する点があります。お取引を始めるに際しては、「取引約款」、「契約締結前交付書面」等をよくお読みのうえ、取引内容や仕組み、リスク等を十分にご理解いただきご自身の判断にてお取引くださるようお願いいたします。

秘密鍵を失った場合、保有する暗号資産を利用することができず、その価値を失う可能性があります。

暗号資産は支払いを受ける者の同意がある場合に限り、代価の支払いのために使用することができます。

＜暗号資産関連店頭デリバティブ取引を行う場合の主な注意点＞

暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要は、「暗号資産取引説明書」に定める通りです。

暗号資産関連店頭デリバティブ取引を行うためには、あらかじめ日本円又は暗号資産（当社にて取扱いのある暗号資産に限り）で証拠金を預託頂く必要があります。

暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、少額の資金で証拠金を上回る取引を行うことができる一方、急激な暗号資産の価格変動等により短期間のうちに証拠金の大部分又はそのすべてを失うことや、取引額が証拠金の額を上回るため、証拠金等の額を上回る損失が発生する場合があります。当該取引の額の当該証拠金等の額に対する比率は、個人のお客様の場合で最大2倍、法人のお客様の場合は、一般社団法人日本暗号資産取引業協会が別に定める倍率（法人レバレッジ倍率）です。

暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、元本を保証するものではなく、暗号資産の価格変動により損失が生じる場合があります。「暗号資産取引説明書」等をよくお読みのうえ、リスク、仕組み、特徴について十分に理解いただき、ご納得されたうえでご自身の判断にて取引を行って頂きますようお願いいたします。

商号等： SBI VC トレード株式会社（第一種金融商品取引業者、暗号資産交換業者）  
第一種金融商品取引業： 関東財務局長（金商）第 3247 号  
暗号資産交換業： 関東財務局長 第 00011 号  
加入協会： 一般社団法人 日本暗号資産取引業協会（会員番号 1011）

\*\*\*\*\*  
本プレスリリースに関するお問い合わせ先  
SBI VC トレード株式会社 企画営業部 03-6229-1166